

流動性に係る経営の健全性の状況（単体・単体流動性カバレッジ比率に関する開示事項）

1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項（第2条第2項第1号）

当行の平成30年3月期第4四半期の単体流動性カバレッジ比率は、分母の貸付金の回収に係る資金流入額およびその他資産流入額が減少したことを要因に、平成30年3月期第3四半期と比較して28.4%下落しております。

（平成27年金融庁告示第7号、別紙様式第一号）

（単位：百万円、%、件）

項目	当第4四半期 (平成30年3月期 第4四半期)		当第3四半期 (平成30年3月期 第3四半期)		前年第4四半期 (平成29年3月期 第4四半期)		前年第3四半期 (平成29年3月期 第3四半期)		
適格流動資産（1）									
1 適格流動資産の合計額	1,198,037		1,241,712		1,354,078		1,399,438		
資金流出額（2）									
	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	
2 リテール無担保資金調達に係る資金流出額	3,427,900	281,745	3,423,340	281,934	3,383,298	279,420	3,371,263	278,725	
3 うち、安定預金の額	872,605	26,178	863,413	25,902	842,120	25,263	834,889	25,046	
4 うち、準安定預金の額	2,555,295	255,567	2,559,927	256,031	2,541,177	254,157	2,536,373	253,678	
5 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	1,225,414	654,056	1,192,250	638,192	1,282,322	676,692	1,182,141	600,622	
6 うち、適格オペレーショナル預金の額	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 うち、適格オペレーショナル預金及び 負債性有価証券以外のホールセール無 担保資金調達に係る資金の額	1,018,895	447,536	948,678	394,620	994,601	388,971	969,067	387,548	
8 うち、負債性有価証券の額	206,519	206,519	243,572	243,572	287,720	287,720	213,073	213,073	
9 有担保資金調達等に係る資金流出額	/	37	/	0	/	0	/	0	
10 デリバティブ取引等、資金調達プログラム 及び与信・流動性ファシリティに係る資金 流出額	288,158	42,864	295,920	41,556	271,027	36,202	269,180	35,037	
11 うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	14,774	14,774	16,315	16,315	16,725	16,725	15,806	15,806	
12 うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	0	0	0	0	0	0	0	0	
13 うち、与信・流動性ファシリティに係 る資金流出額	273,383	28,089	279,605	25,240	254,301	19,477	253,374	19,231	
14 資金提供義務に基づく資金流出額等	37,160	25,981	42,739	32,559	44,777	32,692	35,753	27,016	
15 偶発事象に係る資金流出額	199,068	5,716	230,950	6,710	193,834	5,614	226,515	6,597	
16 資金流出合計額	/	1,010,400	/	1,000,952	/	1,030,622	/	947,998	
資金流入額（3）									
	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	
17 有担保資金運用等に係る資金流入額	0	0	0	0	0	0	0	0	
18 貸付金等の回収に係る資金流入額	358,437	265,443	406,662	303,038	480,326	371,093	448,083	352,935	
19 その他資金流入額	48,194	24,600	86,099	60,223	50,018	32,663	75,933	51,164	
20 資金流入合計額	406,631	290,044	492,762	363,261	530,345	403,756	524,016	404,100	
単体流動性カバレッジ比率（4）									
21 算入可能適格流動資産の合計額	/	1,198,037	/	1,241,712	/	1,354,078	/	1,399,438	
22 純資金流出額	/	720,356	/	637,691	/	626,865	/	543,898	
23 単体流動性カバレッジ比率	/	166.3	/	194.7	/	216.0	/	257.2	
24 平均値計算用データ数	59		62		61		3		

2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項（第2条第2項第2号）

当行の単体流動性カバレッジ比率は、平成31年以降に求められる最低水準である100%を上回って推移しており、問題の無い水準にあると評価しております。また、今後も単体流動性カバレッジ比率は100%を上回る水準で推移することを見込んでおります。

3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項（第2条第2項第3号）

当行の平成30年3月期第4四半期の算入可能適格流動資産は、その90%以上を流動性が高いとされる日本国債、日本銀行預け金及び政府保証債等のレベル1資産で保有しており、平成30年3月期第3四半期と比較してその水準に変化はございません。

また、主要な通貨において、算入可能適格流動資産の合計額は純資金流出額を上回っており、問題はございません。

4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項（第2条第2項第4号）

- (1) 「適格オペレーショナル預金に係る特例」の適用について
当行は流動性カバレッジ比率告示第29条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」を適用しておりません。
- (2) 「時価変動時所要追加担保額」の算出方法について
当行は時価変動時所要追加担保額の算出方法について、流動性カバレッジ比率告示第37条に定める「簡便法」を適用しております。
- (3) 「その他偶発事象に係る資金流出額」について
流動性カバレッジ比率告示第53条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」については、投資ファンド等からのキャピタル・コール等を計上対象としております。
なお、平成30年3月期第4四半期において「その他偶発事象に係る資金流出額」が「資金流出合計額」に占める割合は、1%未満です。
- (4) 「その他契約に基づく資金流出額」について
流動性カバレッジ比率告示第60条に定める「その他契約に基づく資金流出額」については、別段預金で受入れた歳入金の決済等を計上対象としております。
なお、「その他契約に基づく資金流出額」が「資金流出合計額」に占める割合は平成30年3月期第4四半期において1%です。
- (5) 「その他契約に基づく資金流入額」について
流動性カバレッジ比率告示第73条に定める「その他契約に基づく資金流入額」については、流動性リスク管理上の重要性が高いと認められる取引等を計上対象としております。
なお、平成30年3月期第4四半期において「その他契約に基づく資金流入額」が「資金流入合計額」に占める割合は2%です。
- (6) データの使用について
流動性カバレッジ比率の水準への影響が小さいと判断される小規模の連結子法人については、資金流出額及び資金流入額を簡便的な方法で計算することとしております。なお、当行は平成30年3月期第4四半期において連結子法人を有しておりません。
- (7) 日次データを使用しない項目について
流動性カバレッジ比率の水準への影響が小さい以下の項目については日次データに代えて最新の月末データを使用して流動性カバレッジ比率を計算することとしております。
 - ・デリバティブ取引に係る項目
 - ・海外支店取引に係る項目
 - ・その他重要性に乏しい項目なお、平成30年3月期第4四半期において、日次データを使用しない項目が「適格流動資産の合計額」に占める割合は1%未満、「資金流出合計額」に占める割合は2%、「資金流入合計額」に占める割合は1%未満です。

流動性に係る経営の健全性の状況（単体・単体流動性リスク管理に係る開示事項）

1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項（第2条第3項第1号）

①流動性リスク管理の方針

当行では、山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、流動性リスクを資金繰りリスクと市場流動性からなるリスクと明確に定めております。「リスク管理規程」において、流動性リスクは、リスクの顕在化が経営に多大な影響を与えることから、リスクに対する対応においては、十分な適切性と安定性を確保することを基本方針としております。

②流動性リスク管理の手続の概要

流動性リスクの顕在化の未然防止及び影響極小化のため、流動性リスク管理の基本的事項を定めた「流動性リスク管理基準」を制定のうえ、リスク管理体制及びリスク管理手続を整備しております。

具体的には、「リスク管理規程」で定められた流動性リスク管理部署が、定期的リスクの状況等をモニタリングし、経営やグループALM委員会に対して報告する態勢としており、適時、是正又は改善措置を実施する等、適切な対応を図っております。

2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項（第2条第3項第2号）

①内部管理上の流動性資産・指標等

当行においては、流動性のコントロールのため、日本国債等を流動性が高い資産として区分し、適切な量の確保に努めております。

また、預金と貸出金のギャップ、資金化可能な有価証券等の保有状況、邦貨及び外貨の市場性資金の資金流入・資金流出に係るギャップなどを指標化して、リスク顕在化の可能性と発生時の影響度を評価しております。

②ストレス・テストの概要等

ストレス・テストの実施にあたっては、全通貨合算ベース及び外貨ベースで複数のストレスシナリオを設定し、資金流出の急増や流動資産の急減が発生した場合の、流動性カバレッジ比率への影響度と対応の要否を定期的に確認しております。

3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項（第2条第3項第3号）

当行では、上記の流動性リスク管理プロセス等を通じて、流動性リスクの抑制に努めております。

不測の事態に備え、「流動性リスク危機管理対策基準」を制定し、資金繰り状況が著しく悪化した場合の各種対応策をあらかじめ定め、リスクの顕在化と影響を最小限に抑制するための態勢を構築しております。